

基準適合一般事業主認定通知書

令和5年3月22日

医療法人社団クリノヴェイション

理事長 内藤 祥 殿

令和5年2月3日付けの申請について、女性活躍推進法第9条に基づく基準に適合するものであると認定しましたので通知します。

認定段階 2

【貴社において満たしている省令第8条第1項第1号イの項目】

採用	継続就業	労働時間	管理職比率	多様なキャリアコース
○		○	○	○

東京労働局長



注意

- ・この処分に不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年）以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。
- ・また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年）以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起することができます。
- ・なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の伝達を受けた日の翌日から起算して6か月（ただし、裁決があった日の翌日から起算して1年）以内に提起することができます。
- ・また、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
- ・本認定通知後、次のいずれかに該当するときは、認定取消の対象となりますので、速やかに管轄の労働局あて報告してください。
 - ① 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めとき。
 - ② この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
 - ③ 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

女性が活躍している

女性活躍推進法第10条の厚生労働大臣が定める表示 (認定マーク)に係る留意事項

1 認定マークを使用できるものについて

女性活躍推進法第9条に基づく認定を受けた一般事業主は、法第10条に基づき、次に掲げるものに認定マークを使用することができます。

- ①商品
- ②名刺
- ③労働者の募集の用に供する広告又は文書（求人広告又は求人票など）
- ④商品、役務又は会社案内等の広告
- ⑤商品又は役務の取引に用いる書類（カタログ、注文書及び契約書等商取）又は通信（書状、ファックス等商取引に伴う書類以外の全ての通信や連絡）
- ⑥一般事業主の営業所、事務所その他の事業所
- ⑦インターネットホームページ
- ⑧役務の提供の用に供する物

2 認定の段階について

認定マークは、グレードに応じてマークが異なります。既に認定を取得したが、取組の推進により、より高い認定グレードを取得した際には、高いグレードを使用することができます。

3 認定マークの色彩について

認定マークの色彩は、日本工業規格に基づき下記となります。ただし、場合によって黒色も可能です。

- ・ 1段階目 黄丹（おうに）
- ・ 2段階目 ポピーレッド
- ・ 3段階目 マゼンタ

4 その他

以下に該当するときには、認定の取消しの対象となるため、ご留意下さい。

- ・ 第9条に規定する基準に適合しなくなったとき

（女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況に関する実績に係る基準で評価した項目について、同一の基準に適合しない状態が2年間継続し、認定を受けている段階が求める実績に係る基準の項目の数を満たさなくなった場合や、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況に関する実績を満たす事項や実績を満たさない事項を改善するための取組状況の公表について、認定取得時以降の公表を2年間にわたり怠った場合、なども含まれます。）

- ・ この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき
- ・ 不正の手段により認定を受けたとき

基準適合一般事業主認定の事業主名の公表について

今般、貴殿が女性活躍推進法第9条に基づく認定を受けられたことについては、厚生労働省ホームページ等で認定一般事業主として公表することとさせていただきます。なお、公表の範囲は、事業主名、認定段階、住所（市区町村まで）、認定年月、常時雇用する労働者数としております。

また、女性活躍推進法第24条に基づく公共調達への優遇に係る加点の対象事業主であることを示すため、厚生労働省ホームページにて事業主名を公表することとさせていただきます。なお、公表の範囲は、事業主名、認定段階、住所（市区町村まで）、認定年月、常時雇用する労働者数としておりますが、認定段階が1段階目及び2段階目の認定一般事業主については、公共調達における優遇措置に係る加点の対象となるのは、労働時間等の働き方に係る基準を満たしている場合に限られます。